

「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づく 一般事業主行動計画

計画期間

2026年4月1日 ～ 2029年3月31日

目標

特定の部署、特定の人に常態化している長時間労働を削減し、性別や年齢に関わらず仕事と家庭を両立しながら就業を継続できる雇用環境を整える

数値目標

- 1.各従業員の1ヵ月残業時間(休日出勤含む)の年間平均が30時間を超えないようにする
- 2.男性の育児休業(産後パパ育休を含む)取得者を1名以上とする

取組内容

- 1.世代交代を見据えた組織作りおよび残業時間管理の徹底
 - 多能工化、担当二重化によりお互いに助け合える環境を作る
 - 勤怠システムでの警告メッセージ送信および管理職への残業時間データ共有を継続しておこなう
 - 長時間労働が常態化している原因や課題を洗い出し対策を講じることで、適正な人員配置や業務分担に繋げる
 - 世代交代を見据えた人員配置や採用活動をおこなう
- 2.有給休暇取得の推進
 - 半日有休取得の上限回数を年間10回から20回に引き上げ、有休取得を促進する
- 3.育児・介護と仕事の両立支援
 - 対象となる従業員と所属長に制度等の説明をし、各職場で協力し合える環境を作る
 - 子の看護休暇・介護休暇を時間単位で取得可能とし有給とする運用を継続中
 - 育児のための在宅勤務制度運用中
- 4.役職と職能等級の適正化
 - 役職を専門技能職と管理職の2ラインとし、適性や役割、能力に応じた等級と手当額を設定、より適正な配属や処遇に繋げていく

2026年4月1日

岡村印刷工業株式会社